

令和5年度
千歳市一般廃棄物処理実施計画

令和5年3月
千歳市

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項及び
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の
3の規定に基づき、「令和5年度 千歳市一般廃棄物処理実施計画」を定めた。

目次

一般廃棄物処理の基本的事項	1
1 計画期間	1
2 処理区域	1
3 処理計画量	1
4 一般廃棄物処理体制と処理方法	1
5 分別区分及び排出方法	2
6 適正処理対策	4
7 千歳市廃棄物処理施設	5
8 一般廃棄物処理業許可業者	6
廃棄物処理計画	8
1 一般廃棄物処理基本計画	8
2 廃棄物の減量目標	8
3 家庭廃棄物の減量目標	8
4 リサイクルの目標	8
5 廃棄物収集運搬計画	8
6 廃棄物処理計画	8
7 廃棄物処分計画	8
し尿処理計画	9
1 し尿収集運搬計画	9
2 し尿処理計画	9
施設整備計画	9
1 計量施設整備計画	9
2 破碎処理場火災対策整備計画	9
発生抑制・再使用の施策	9
1 循環型社会の構築に向けた教育の推進	9
2 家庭廃棄物の有料収集	9
3 生ごみの堆肥化・減量化の推進	10
4 ノーレジ袋運動の支援	10
5 エコ商店認証制度の取組	10
6 再使用の推進	10
7 大型ごみの再使用の推進	10
再生利用の施策	10
1 再生利用品の使用の推進	10
2 リサイクル品目の拡大	10
3 資源回収拠点の拡大	10
4 集団資源回収システムの継続	11
5 リサイクル取組団体等への支援	11
6 資源の適正分別の推進等	11
熱回収の施策	11
廃熱利用の継続	11

適正処理の施策	1 1
1 廃棄物搬入時の指導強化	1 1
2 適切な廃棄物処理システムの推進	1 1
3 安全で効率的な施設運営の推進	1 2
4 廃棄物処理の広域化	1 2
5 千歳市災害廃棄物処理計画の取組	1 2
6 在宅医療廃棄物の適正処理	1 2
7 ごみステーションの適正管理	1 2
8 不法投棄への対応強化	1 2
事業系一般廃棄物の対策	1 2
1 事業系一般廃棄物の減量化・再資源化	1 2
2 事業系一般廃棄物の分別・再資源化の推進	1 3
3 事業系一般廃棄物の処理区域移動	1 3
その他	1 3
千歳市廃棄物減量等推進審議会	1 3

一般廃棄物処理の基本的事項

1 計画期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 処理区域 千歳市全域

3 処理計画量

(1) 一般廃棄物（し尿を除く。）

家庭廃棄物	事業系一般廃棄物	計
22,751 t	14,573 t	37,324 t

(2) 小動物の死体

骨等が必要でない小動物の死体	約1,500体
----------------	---------

(3) し尿

し尿	浄化槽汚泥	生活雑排水	計
1,690 k	1,415 k	187 k	3,292 k

(4) 関係を有する他の市町村からの受け入れ

恵庭市からのすき取り物	2,500 t
恵庭市からの自然木	10 t
恵庭市からの小動物の死体	4 t
苫小牧市からの小動物（鹿）の死体	5 t
南空知公衆衛生組合からの可燃性一般廃棄物	1,900 t

(5) 関係を有する他の市町村への搬出

北見市への有害ごみ（蛍光管・乾電池など）の搬出	27 t
栗山町への植物性残渣（野菜くず等）の搬出	600 t

4 一般廃棄物処理体制と処理方法

(1) 一般廃棄物（小動物の死体、し尿を除く。）

分別区分		収集運搬体制	中間処理		最終処分		
			処理体制	処理方法	処理体制	処理方法	
家庭廃棄物	ごみ類	燃やせるごみ	市（委託）	市（委託）	焼却処理	市（委託）	埋立処分
		燃やせないごみ	市（委託）	市（委託）	破碎処理	市（委託）	埋立処分
		大型ごみ	市（委託）	市（委託）	破碎処理	市（委託）	埋立処分
	資源物	プラスチック製容器包装	市（委託）	市（委託）	再資源化	-	-
		有害ごみ	市（委託）	外部委託	無害化・再資源化	-	-
		4種資源物	市（委託）	市（委託）	再資源化	-	-

資源物	使用済み小型家電	認定事業者による拠点回収	認定事業者	再資源化	-	-
	集団資源回収物	町内会等と契約した集団資源回収実施業者	民間業者	再資源化	-	-
	市民団体等資源回収物	各取組市民団体等が定める拠点回収等及び民間事業者	民間業者	再資源化	-	-
一般廃棄物	焼却対象ごみ	直接搬入等	市(委託)	焼却処理	市(委託)	埋立処分
	破碎対象ごみ	直接搬入等	市(委託)	破碎処理	市(委託)	埋立処分
	埋立対象ごみ	直接搬入等	-	-	市(委託)	埋立処分

(2) 小動物の死体

分別区分	収集運搬体制	中間処理		最終処分	
		処理体制	処理方法	処理体制	処理方法
小動物の死体	直接搬入	市(委託)	焼却処理	市(委託)	埋立処分

(3) し尿

分別区分	収集運搬体制	中間処理		最終処分	
		処理体制	処理方法	処理体制	処理方法
し尿	市(委託)	市(委託)	除渣・希釈	市(委託)	下水道投入
浄化槽汚泥	許可業者	市(委託)	除渣・希釈	市(委託)	下水道投入
生活雑排水	許可業者	市(委託)	除渣・希釈	市(委託)	下水道投入

5 分別区分及び排出方法

(1) 一般廃棄物

家庭廃棄物(ごみ類及び資源物)

分別区分	排出方法	収集方法	処理方法	処理手数料
燃やせるごみ	市指定ごみ袋(青色)使用	週2回 ごみステーション収集(農村地区・支笏湖地区は週1回)	焼却後埋立処分	1 につき 2円
燃やせないごみ	市指定ごみ袋(黄色)使用	週1回 ごみステーション収集(農村地区は月2回、地域の共同ステーションは週1回)	破碎後埋立処分	1 につき 2円
大型ごみ	大型ごみ処理手数料シールを貼付	月1回 戸別収集 事前に電話申込みが必要	破碎後埋立処分	1個につき 300円
プラスチック製容器包装	市指定ごみ袋(白色)使用 汚れを取り除く。	週1回 ごみステーション収集 燃やせないごみの収集日と同日 (農村地区は月2回、地域の共同ステーションは週1回)	破碎処理場で再資源化(選別)	1 につき 1円

有害ごみ	透明・半透明の袋 「有害ごみ」と表示。	週1回 ごみステーション収集 燃やせないごみの収集日と同日 (農村地区は月2回、地域の共同ステーションは週1回)	無害化・再資源化(委託)	無料
4種資源物	透明・半透明の袋 汚れを取り除く。	週1回 ごみステーション収集 (農村地区は月2回、地域の共同ステーションは週1回)	リサイクルセンターで再資源化(選別)	無料
使用済み小型家電	コミュニティセンターなどの回収ボックスに投入	コミュニティセンターなどの回収ボックスによる拠点収集	民間事業者(国の認定事業者)が再資源化	無料
集団資源回収物	回収品目別に分別して排出	町内会等の定めによる戸別収集又は拠点収集	民間事業者が再資源化	無料
市民団体等による資源回収物	回収品目別に分別して排出	市民団体等の定めによる拠点収集	民間事業者が再資源化	無料

自己搬入又は許可業者へ依頼する場合も、市指定ごみ袋・大型ごみ処理手数料シールは不要
(自己搬入時、有害ごみ・4種資源物・使用済み小型家電の手数料は無料。それ以外は、10kgにつき60円)

事業系一般廃棄物

分別区分	収集方法	処理方法	処理手数料
焼却対象ごみ	事業者が自己搬入又は許可業者へ依頼	焼却後埋立処分	10kgにつき 180円
破碎対象ごみ	事業者が自己搬入又は許可業者へ依頼	破碎後埋立処分	10kgにつき 180円
埋立対象ごみ	事業者が自己搬入又は許可業者へ依頼	直接埋立処分	10kgにつき 180円

(2) 小動物の死体

分別区分	収集方法	処理方法	処理手数料
小動物の死体	一般家庭のペット類の自己搬入又は許可業者へ依頼	焼却後埋立処分	10kgにつき60円
	有害鳥獣、道路等で発見された小動物の死体など、事業者が処理。		10kgにつき180円

焼却後、骨等の返却は行わない。

(3) し尿

分別区分	収集方法	処理方法	処理手数料
し尿	随時 戸別収集 (事前に電話申込みが必要)	汚水投入施設に投入後、下水道終末処理場で処理	仮設トイレ 25につき 375円 その他トイレ 25につき 250円
浄化槽汚泥	許可業者へ依頼	汚水投入施設に投入後、下水道終末処理場で処理	25につき75円
生活雑排水	許可業者へ依頼	汚水投入施設に投入後、下水道終末処理場で処理	25につき75円

6 適正処理対策

(1) 排出禁止物

千歳市廃棄物の処理等に関する条例第18条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物の排出を禁止している。

ただし、千歳市廃棄物の処理等に関する規則第8条で定める処理（前処理）を施した物及び市長の指定する物は、この限りではない。

区分	品目の例示
1.有害性のある物	・農薬、劇薬（液体洗剤など）、肥料など
2.感染性のある物	・注射器、注射針など
3.危険性のある物	・プロパンボンベ、火薬（大量のマッチなど）など
4.引火性のある物	・油類（食用油、灯油、機械油、ライター用オイルなど） ・塗料（インク、ペンキなど）
5.著しく悪臭を発する物	・し尿として処理すべき糞尿など
6.特別管理一般廃棄物に指定されている物	・廃電子レンジなどに含まれるPCBを使用した部品
7.収集、運搬又は処分に際し特別の取扱いを要する物で規則に定めるもの	・分別がされていない物 ・引っ越し等により一時に大量に排出した物 ・火災ごみ及び工作物の解体に伴って生じた廃木材等
8.その他	・耐火金庫

上記に記載があるほか、庭石、土砂、石などの自然物であって、廃棄物に該当しないものについても、受け入れしていない。

(2) 適正処理困難物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3第1項の規定により、適正処理困難物として指定された廃棄物については、適正処理の促進を図るよう関係業界との協議や国への要望を行う。

(3) その他

家電リサイクル法等、他の法律で小売業者、製造業者等によりリサイクルが義務付けられているもの、その他のものについては、市では収集・受入を行わず、市民に対してリサイクルルートへの適切な誘導を行うことで、適正処理を推進する。

家電リサイクル法に基づく物	・テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン
自動車リサイクル法や二輪車リサイクルシステムの対象物	・自動車の主要部品、オートバイなど
資源有効利用促進法等に基づき広域処理されている物	・廃タイヤ、パソコン用ディスプレイ（ブラウン管・液晶）、除湿機（フロンを使用しているもの）、バッテリー、消火器など

7 千歳市廃棄物処理施設

(1) 廃棄物

施設区分	施設名称	所在地	処理能力 (埋立処分地においては、埋立容積)
管理施設	千歳市環境センター管理棟	千歳市美々758番54	-
搬入管理施設	千歳市環境センター計量所	千歳市美々758番193	-
再資源化処理施設	千歳市リサイクルセンター	千歳市美々758番141	17t/h
焼却処理施設	千歳市焼却処理場	千歳市美々758番54	195t/24h
破砕処理施設	千歳市破砕処理場	千歳市美々758番53、141	40t/5h
最終処分施設	千歳市第1最終処分場		
	千歳市第1埋立処分地	千歳市美々758番1	518,230m ³
	千歳市第1排水処理場	千歳市美々758番52	100m ³ /24h
	千歳市第2最終処分場		
	千歳市第2埋立処分地	千歳市美々758番1	444,364m ³
	千歳市第2排水処理場	千歳市美々758番52	190m ³ /24h
	千歳市第3最終処分場		
	千歳市第3埋立処分地	千歳市美々758番1	415,891m ³
	千歳市第3排水処理場	千歳市美々758番52	120m ³ /24h

受入日：祝日を含む月～土曜日（12月31日～1月3日を除く。）

受入時間：午前8時30分～午後4時30分

(2) 小動物の死体

施設区分	施設名称	所在地	処理能力
焼却処理施設	千歳市小動物焼却処理場	千歳市美々758番1	170kg/h

受入日：祝日を含む月～土曜日（12月31日～1月3日を除く。）

受入時間：午前8時30分～午後4時30分

(3) し尿

施設区分	施設名称	所在地	処理能力
汚水投入施設	千歳市汚水投入施設	千歳市清流1丁目1-7	28,000/24h

受入日：月～金曜日（祝日及び12月31日～1月3日を除く。）

受入時間：午前8時30分～午後4時30分

8 一般廃棄物処理業許可事業者

(1) 一般廃棄物収集運搬業許可業者

	許可 番号	許可期間	業者名	所在地	電話番号	備考
1	3	R4.4.1~ R6.3.31	(株)クリーン開発	千歳市流通1丁目4-7	0123- 24-7787	
2	5	R4.4.1~ R6.3.31	早来工営(株)	(千歳営業所) 千歳市文京1丁目2-3	0145- 22-3731	限定許可
3	6	R4.4.1~ R6.3.31	(協)カンセイ	千歳市流通1丁目3-6	0123- 23-1712	
4	7	R4.4.1~ R6.3.31	(株)千歳衛生 排水公社	千歳市大和1丁目9-3	090- 7512- 3937	浄化槽汚泥、 生活雑排水 に限る。
5	9	R4.4.1~ R6.3.31	(有)協成ワーク	千歳市桂木3丁目9-26	0123- 27-7244	
6	12	R4.4.1~ R6.3.31	(有)沢田産業	千歳市祝梅2130番地12	070- 5612- 5867	
7	13	R4.4.1~ R6.3.31	北海道建設 サービス(株)	千歳市上長都1160-3 6	0123- 27-8088	
8	14	R4.4.1~ R6.3.31	(株)エヌ・ケー エンジニアリング	千歳市北信濃770-9	0123- 42-1585	
9	17	R4.4.1~ R6.3.31	(株)北海道シーアイ シー研究所	千歳市泉沢1007-69	0123- 28-2118	限定許可
10	24	R4.4.1~ R6.3.31	(有)イワオ	千歳市祝梅1022-1	0123- 23-3868	
11	38	R5.3.1~ R7.2.28	リサイクル ファクトリー(株)	(千歳事業所) 千歳市中央690-1	0123- 29-2030	限定許可
12	48	R4.4.1~ R6.3.31	セントラルリーシ ングシステム(株)	(千歳事業所) 千歳市美々987-22	0123- 46-5411	限定許可
13	49	R3.8.17~ R5.8.16	公益社団法人 千歳市シルバー 人材センター	千歳市本町3丁目11番 地	0123- 26-2277	限定許可

現在、上記許可業者の収集運搬能力が、市内で発生する一般廃棄物の排出量を超えていることから、これ以上の新規許可は認めていません。ただし、排出事業者を特定し、その事業所からの事業系一般廃棄物のみを収集運搬する場合に限り、許可する場合があります。(限定許可)

(2) 一般廃棄物処分業許可業者

	許可番号	許可期間	業者名	所在地	電話番号	取扱廃棄物の種類	処理能力
1	34	R3.5.23~ R5.5.22	(株)クリーン開発	千歳市 流通1丁目4-7	0123- 24-7787	一廃: 廃発泡スチロール	0.32 t /日
2	39	R5.3.1~ R7.2.28	リサイクル ファクトリー(株)	(千歳事業所) 千歳市 中央690-1	0123- 29-2030	事業系一般廃棄物: 木くず、すき取り 物、刈草 事業系一般廃棄物: 動植物性残渣	160t /日 2.0t /日
3	40	R3.12.1~ R5.11.30	(株)丹治秀工業	(千歳工場) 千歳市 駒里2211-4	0123- 22-6220	事業系一般廃棄物: 木くず	180t /日
4	46	R4.11.1~ R6.10.31	(株) HMエスパス	千歳市 美々1292-659	0123- 42-0530	事業系一般廃棄物: 動植物性残渣、 動物の死体、 刈草、剪定枝	4.5t /日

(3) 浄化槽清掃業許可業者

	許可番号	許可期間	業者名	所在地	電話番号	備考
1	29	R4.4.1~ R6.3.31	(協)カンセイ	千歳市流通1丁目3-6	0123- 23-1712	し尿、浄化槽汚 泥、生活雑排水
2	30	R4.4.1~ R6.3.31	(株)エヌ・ケー エンジニアリング	千歳市北信濃770-9	0123- 42-1585	浄化槽汚泥、 生活雑排水
3	31	R4.4.1~ R6.3.31	(株)千歳衛生 排水公社	千歳市大和1丁目9-3	090- 7512- 3937	浄化槽汚泥、 生活雑排水

廃棄物処理計画

1 一般廃棄物処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき策定している現計画は、平成28年度から令和12年度までの15年間の計画期間としており、令和2年度に中間見直しを行っており、次の中間見直し年次は令和7年度となります。

現計画は、関係法令及び諸計画を踏まえ、低炭素社会・自然共生社会に配慮し、現計画の基本目標である“地球にやさしく、自然環境と共生する持続的発展が可能な循環型社会の構築”を推進します。

2 廃棄物の減量目標

家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物の発生を抑制するための施策を展開し、廃棄物の減量を図ります。

令和5年度においては、廃棄物総搬入量の目標値を37,324t以下とします。

3 家庭廃棄物の減量目標

家庭廃棄物の有料収集、生ごみの堆肥化の普及、ノーレジ袋運動支援及び減量マニュアルの市ホームページでの周知など、廃棄物の発生抑制に取り組み、家庭廃棄物の減量を図ります。

令和5年度においては、1人1日当たり排出量の目標値を640g以下とします。

4 リサイクルの目標

循環型社会の形成に向け、市民・事業者・行政が連携・協働しながら、廃棄物の減量化とリサイクルを推進していきます。

令和5年度においては、リサイクル量合計の目標値を7,036t以上とし、一般廃棄物のリサイクル率18.9%以上を目指します。

5 廃棄物収集運搬計画

燃やせるごみ、燃やせないごみ、有害ごみ及びプラスチック製容器包装については、市内を6ブロックに分割し、4種資源物については、市内を3ブロックに分割し、安全で効率的なステーション収集方式を継続します。(大型ごみについては戸別収集方式、使用済み小型家電については市内13か所の拠点回収方式、集団資源回収物は各町内会等が指定する回収方法、市民団体等資源回収物については各取組民間団体が定める回収方法)

6 廃棄物処理計画

焼却処理施設では23,838tを、破碎処理施設では7,641tを、再資源化処理施設では1,441tを受け入れて中間処理します。

焼却処理施設の処理量には、市外(南空知公衆衛生組合)からの可燃性一般廃棄物(1,900t)を除く。

7 廃棄物処分計画

最終処分施設では焼却残渣の3,400t、破碎残渣の6,434t及び直接埋立の222tの計10,056tを受け入れて最終処分します。

し尿処理計画

1 し尿収集運搬計画

(1) し尿

収集を希望する場合は、事前にし尿くみ取り専用受付に電話申込みをし、市委託業者が、随時、収集運搬します。

(2) 浄化槽汚泥・生活雑排水

収集を希望する場合は、許可業者に申込みをし、市の許可業者が、随時、収集運搬します。

2 し尿処理計画

し尿・浄化槽汚泥・生活雑排水は、污水投入施設において、し渣等を除去し、希釈調整した後、下水終末処理場で処理します。

污水投入施設では、し尿の1,690kl、浄化槽汚泥の1,415kl及び生活雑排水の187klの計3,292klを受け入れて処理します。

施設整備計画

1 計量施設整備計画

現行の計量所は供用開始から35年以上経過し、建屋の不同沈下など老朽化が進行していることから、建屋倒壊や設備故障などが発生した場合、廃棄物処理業務が停滞する恐れがあるため、今後の安定した計量処理業務体制を整えることを目的として、破碎処理場の計量器を活用した整備を推進し、令和5年度に実施設計を行い、令和6年度に施設整備を行います。

2 破碎処理場火災対策整備計画

令和4年度に発生した破碎処理場火災事故の再発防止対策として、令和5年度に破碎処理場内のコンベアや貯留ピット等に赤外線カメラや監視カメラを設置します。

発生抑制・再使用の施策

1 循環型社会の構築に向けた教育の推進

(1) 学校・家庭における環境学習等

学校と連携して、「ごみ減量・リサイクル標語」コンクールを継続し、環境教育の動機づけを図り、年少期から廃棄物の分別やリサイクルへの理解や意識の高揚に努め、環境に配慮した生活習慣の定着を図ります。また、日常的な情報の発信と共有を図るため、広報紙・ホームページ等による啓発を行い、学校・家庭等での環境学習を積極的に促進します。

(2) 施設見学

学校・町内会・各種団体等に対して環境センター施設見学を実施し、廃棄物の分別やリサイクルに関する意識の啓発を図るとともに、廃棄物処理への関心を深めてもらいます。

2 家庭廃棄物の有料収集

適正な処理費用の確保に当たり、安定したごみ袋の供給や保管配送システムの維持に努めることとし、処理手数料は、家庭廃棄物の排出状況及び廃棄物処理費用の推移等を勘案しながら、原則、計画の中間年次及び目標年次において見直ししていきます。

3 生ごみの堆肥化・減量化の推進

生ごみの堆肥化及び減量化を推進するため、市民への段ボール箱を利用した生ごみ堆肥化セットの提供のほか、電動生ごみ処理機等の購入費助成を継続するとともに、生ごみを減らす取組の普及・啓発を推進します。

令和5年度の電動生ごみ処理機等の購入費助成台数については、電動生ごみ処理機で13台、密閉型容器・コンポスト容器で50台を予定しています。

また、出前講座や各種イベント等で、段ボール箱を利用した生ごみ堆肥化セットを実演展示・配布を行うなど、生ごみの堆肥化を推進し、廃棄物の減量を図ります。

4 ノーレジ袋運動の支援

マイバッグなどを持参し、レジ袋を受け取らないノーレジ袋運動を進めるため、取組団体の活動を積極的に支援します。

また、協定店については、エコ商店認証と併せ、広報紙、ホームページ等に掲載し、市民に周知するほか、ノーレジ袋運動への参加を市民に啓発するため、イベントでのマイバッグ配布を継続します。

5 エコ商店認証制度の取組

家庭から出る廃棄物の減量化を図るためには、販売店・小売店の理解、協力が不可欠です。このことから、千歳市ではエコ商店認証制度実施要綱を策定し、地球環境に配慮した再生品やエコマーク商品の積極的な販売、包装の簡素化など、廃棄物減量化・資源化の推進に取り組んでいる小売店等を「千歳市エコ商店」として認証しています。

今後も広報紙、ホームページ等への掲載や、イベントでの啓発を行うなど、エコ商店の拡大を推進します。

6 再使用の推進

長時間使用できる商品やリペア(修理)サービス、リース及びレンタルサービス等の活用、再使用の推進を普及啓発します。

7 大型ごみの再使用の推進

大型ごみを修理し、リサイクルフェスティバルで提供するなど、大型ごみの再使用を推進します。

再生利用の施策

1 再生利用品の使用の推進

再生利用品の使用推進とグリーン購入の普及をエコ商店紹介と併せ、広報紙・ホームページ等で情報提供し、市民の理解と協力を求めます。

2 リサイクル品目の拡大

平成26年4月から貴金属やレアメタルが含まれる使用済み小型家電の無料回収を実施し、また、平成30年4月からは集団資源回収により雑がみ及び鉄くずの回収を実施するなど、再資源化の取組を推進します。

3 資源回収拠点の拡大

コミュニティセンター等で使用済み小型家電や民間資源回収物を無料で回収しており、今後も、公共施設等での回収のほか、市民が自主的に資源を持ち込める回収拠点づくりに努めます。

また、民間拠点回収事業者との連携を図り、千歳市全体での資源回収体制の効率化を図ります。

4 集団資源回収システムの継続

平成24年10月から集団資源回収の方式を、還元金方式から奨励金方式に移行し、集団資源回収実施団体と回収業者との契約により、土曜日、日曜日の回収や戸別回収なども可能となっています。

平成30年4月からは、事業主体である公益財団法人ちとせ環境と緑の財団と連携し、「雑がみ」「鉄くず」の集団資源回収物の品目拡大を行うなど、今後も事業の安定した運用に努めます。

5 リサイクル取組団体等への支援

リサイクル取組団体が実施している3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進活動やイベント等について、広報紙、ホームページ等を通じて、広く市民に周知し、市民団体の取組を支援するとともに、市民のリサイクル意識の高揚を図ります。

6 資源の適正分別の推進等

リサイクルの更なる推進のために、広報紙やホームページ等を活用して、廃棄物の分別排出方法など必要な情報の発信を行い、適正分別排出の徹底に向けた、普及・啓発活動を推進するとともに、ペットボトルについては、令和5年4月から「ボトルtoボトル」の水平リサイクルを実施し、リサイクルの見える化を図ります。

熱回収の施策

廃熱利用の継続

地球環境に与える負荷を抑制するため、焼却処理場で発生する焼却熱を廃熱ボイラーで回収し、構内の給湯や暖房及び下水道の汚泥処理施設へ熱供給を行っており、廃熱を有効利用します。

適正処理の施策

1 廃棄物搬入時の指導強化

搬入時の指導強化

計量所における廃棄物の品目・内容物等の確認作業を強化するとともに、破碎処理場内のダンピングボックスによる搬入物の展開検査を実施し、分別の徹底を図ります。

また、リチウムイオン電池やスプレー缶等の分別不良が、廃棄物処理の過程において火災・爆発の発生原因となり、施設の稼働停止につながるため、「広報ちとせ」「市公式SNS」「ホームページ」などの媒体を活用した周知啓発や、各種イベントや講習会、会議、出前講座等により分別排出の徹底について啓発活動を行うとともに、不適正排出者に対する分別指導を徹底します。

2 適切な廃棄物処理システムの推進

収集運搬体制の推進

収集運搬体制については、ステーション収集方式を継続し、引き続き、経済的・効率的な収集を推進します。

また、大型ごみのふれあい収集を継続し、市民サービスの提供を行います。

3 安全で効率的な施設運営の推進

効率的な施設運営及び廃棄物処理経費の抑制を目的とし、平成24年度から全施設（計量所、リサイクルセンター、焼却処理場、破碎処理場、最終処分場）を一本化した運転管理を民間に委託しており、安全で効率的な施設運営に努めます。

4 廃棄物処理の広域化

国においては、ダイオキシン類の削減や施設整備費の縮減などの観点から、市町村に対し、廃棄物処理施設の集約化などにより、ごみを広域的に処理することを求めています。千歳市は、北広島市、南幌町、由仁町、長沼町及び栗山町の2市4町で「道央廃棄物処理組合」を構成し、広域的な廃棄物処理の取り組みとして、令和6年4月に供用を開始する焼却施設の建設や管理運営に必要な事業及び最終処分場の候補地選定事業を進めます。

5 千歳市災害廃棄物処理計画の取組

平成28年度に策定した「千歳市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時に一般廃棄物の処理を円滑に行えるよう取り組みます。

6 在宅医療廃棄物の適正処理

在宅医療廃棄物の取扱い等について医療機関等と連携を図り、適正な排出指導・処理を実施します。

7 ごみステーションの適正管理

(1) ごみステーションの管理

「千歳市ごみステーション設置等に関する要領」に基づき、町内会等はごみボックスなどの適正な維持管理を行い、市は、ごみステーションの清掃、清掃指導員及び適正ごみ処理推進員による排出方法の周知・指導を行います。

(2) 共同住宅のごみ保管場所の設置要請

平成5年度以降に建設された6戸以上の共同住宅は、家庭ごみ保管場所の設置義務があります。

5戸以下及び平成5年3月以前に建設された共同住宅についても排出環境の整備と公衆衛生の向上を図るため、管理会社・所有者に対する専用ごみボックス設置要請を継続します。

8 不法投棄への対応強化

(1) 千歳市適正ごみ処理推進員や町内会等との連携を強化して、不適正排出者に対して指導を行います。

(2) 転入者や外国人に対し、「千歳市ごみ分別の手引き」、外国語版の「クリーンシティちとせ簡易版」を配布するなど、適正排出方法を継続して周知します。

(3) 不法投棄の多い地区を重点的に巡回し、不法投棄防止啓発看板やのぼりの設置のほか、警察や関係機関との連携を図るなど、不法投棄の防止・摘発に対応します。

(4) 広報ちとせ・ホームページ等により不法投棄は犯罪であることを周知します。

事業系一般廃棄物の対策

1 事業系一般廃棄物の減量化・再資源化

広報紙、ホームページ等により、事業系一般廃棄物の減量化と再資源化の動機付け及び排出者責任の明確化について、引き続き啓発を行います。

2 事業系一般廃棄物の分別・再資源化の推進

- (1) 事業系一般廃棄物の分別再資源化を推進するため、広報紙やホームページなどを通じて、排出事業者へ向けた再資源化事業者（民間処理施設）の紹介などを行い、リサイクル意識の啓発を行います。
- (2) 火災の原因となる二次電池（リチウムイオン電池ほか）などの不適正排出の抑制・防止を目的として、一般廃棄物収集運搬許可業者に対し、搬入された廃棄物の展開検査を実施し、分別の適正度の確認及び指導を行うとともに、資源の分別収集の重要性についても理解を求めています。
- (3) 建設リサイクル法でリサイクルが義務付けられていない小規模な工事に対しても、木材やコンクリートくず等の建設廃材のリサイクルが促進されるよう、排出事業者や千歳建設業協会等に意識啓発を図ります。

3 事業系一般廃棄物の処理区域移動

処理区域外からの搬入

千歳市の処理区域外で発生した一般廃棄物を、千歳市内に所在する処理施設へ搬入する処理区域移動については、当該廃棄物が発生する区域を所管する市町村から事前協議を受け、一定の要件を満たしていることが確認できた場合に限り、千歳市内の処理施設へ搬入することを認めます。

なお、民間の処理施設へ搬入する場合については、他市町村の計画と本計画との整合性を図るよう努めています。

その他

千歳市廃棄物減量等推進審議会

廃棄物の減量と適正な処理に関する事項を調査審議するため、市長の附属機関として、千歳市廃棄物減量等推進審議会を設置しています。

現在の千歳市廃棄物減量等推進審議会は、知識経験を有する者8名、民間諸団体の代表者5名、市長が必要と認める者（公募委員）3名の計16名で組織し、任期は令和4年10月27日から令和6年10月26日までの2年間としています。